

【目的】簡易懸濁法は、経管栄養患者の服用方法として、現在多くの病院で導入されている。保険薬局においても、嚥下の悪い高齢通院患者や施設入所患者に対して、経口で簡易懸濁法を応用できるのではないかと考えた。今回は通院患者と施設入所患者の服薬状況を調査し、簡易懸濁法を導入することで服薬支援ができないかを検討した。

【方法】65歳以上の通院患者で、9mm以上の錠剤、3号以下のカプセルを服用中の患者を対象に、薬の飲み込みに問題がないか聞き取りを行った。問題のある患者に対して医師の了承のもと簡易懸濁法を導入した（平成23年4月～5月末）。施設患者（長崎県内7施設）の服薬状況を調査し、簡易懸濁法を紹介することで導入への働きかけを行った。

【結果】来局の対象患者40名中、薬の飲み込みに困難を感じている患者が8名、そのうち3名に経口で簡易懸濁法を導入した。施設患者では、粉碎投与の患者33名中22名が、服薬時に施設スタッフにより粉碎が行われていた。そのうち12名では粉碎不可の医薬品が含まれていた。施設スタッフへ簡易懸濁法の紹介を行い、11名の患者に簡易懸濁法が導入された。

【考察】保険薬局薬剤師が介入し、簡易懸濁法を導入することで服薬支援ができることが示唆された。今後の課題としては、簡易懸濁法を経口で利用した際に生じる苦味のマスクングである。また、後発医薬品や新薬について簡易懸濁法の可否判断のための情報収集が求められる。